

秦野市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に係る所有者等及び本市の責務並びに管理が不全な空家等に対して本市がとる処置を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等及び規則で定めるその他の建築物をいう。
- (2) 管理不全状態 空家等が次のいずれかの状態にあることをいう。
 - ア 老朽化、自然災害その他の理由により、建築物又はこれに附属する工作物が倒壊し、又はその部材が落下し、若しくは飛散するおそれその他保安上危険となるおそれがある状態
 - イ 草木の繁茂又は害虫、悪臭等の発生により、衛生上有害となるおそれ又は景観を損なうおそれがある状態
 - ウ その他市民の安全で安心な暮らし又は良好な生活環境を阻害するおそれがある状態
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等が管理不全状態とならないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空家等が管理不全状態となったときは、自らの責任において直ちにその状態を解消しなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、空家等が適正に管理されるよう、所有者等に対して、助言、情報提供その他必要な援助を行うものとする。

2 本市は、空家等が管理不全状態となったときは、その空家等が市民の安全で安心な暮らし及び良好な生活環境を阻害することがないように、法及びこの条例に基づき必要な処置をとるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全状態にある空家等に関する情報を本市に提供し、前条第2項の処置に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第6条 市長は、空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。次条において同じ。）について、管理不全状態を所有者等により改善する必要があるときは、その所有者等に対して、必要な処置をとるよう指導をすることができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導をした場合において、その指導に基づく処置をとるために必要な期間を経過してもなおその空家等の状態が改善されないときは、その処置をとるよう勧告をすることができる。

(緊急処置)

第8条 市長は、管理不全状態にある空家等が人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険な状態にあり、かつ、その空家等の所有者等に必要な処置を行わせる時間的余裕がなく、これを緊急に回避する必要がある場合に限り、規則で定める安全を確保するための必要最小限の処置を本市の職員又はその処置を委任した者（以下「職員等」という。）にとらせることができる。

2 市長は、前項の処置をとらせたときは、その空家等の所在地及びその処置の内容をその空家等の所有者等に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をしようとする場合で、その空家等の所有者等の所在又は所有者等が不明であるときは、その通知の内容を告示することをもって通知に代えることができる。

4 市長は、第1項の処置に係る費用を支出したときは、その費用をその空家等の所有者等から徴収することができる。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。

(軽微な処置)

第9条 市長は、地域における防犯上、保安上又は生活環境の保全上の支障を除去し、又は軽減するために、職員等に空家等の開放されている扉、窓又は

門扉の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための処置その他規則で定める処置をとらせることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、第6条の指導、第7条の勧告並びに第8条第1項及び前条の処置に必要な限度において、職員等を空家等に立ち入らせ、必要な調査（以下この条及び第12条において「立入調査」という。）を行わせることができる。

2 市長は、立入調査を行わせようとするときは、その調査を行う日の5日前までに、対象となる空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、その所有者等の所在若しくは所有者等が不明であるとき又は第8条第1項の処置をとらせるために立入調査を行わせようとするときは、この限りでない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等に関する情報の利用等)

第11条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、所有者等の把握について必要な情報の提供を求めることができる。

(身分証の携帯)

第12条 第8条第1項若しくは第9条の処置又は立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。